

県の回答（対応状況等）

令和3年3月31日

（ご意見標題）伊是名村・郡あつかい

（課長名）企画部市町村課長 高江洲 昌幸

（ご意見要約）

伊是名村・伊平屋村は現在島尻郡のあつかいになっているけど、地理的にも那覇市よりも名護市・本部町に近いので、国頭郡に入れてほしいです。そうしたら、本当の意味の「やんばる（沖縄県北部地方）」になるのでは！

（回 答）

「郡」は市の区域を除いた町村の区域を指し、かつては県と町村の中間的公共団体として郡制が施行され郡長が置かれていましたが、大正15年に郡長が廃止後は、単なる地理的名称にとどまっています。

「郡」に係る規定を有する法令等としては、①住居表示に関する法律第2条「市街地にある住所若しくは居住又は事務所、事業所その他これらに類する施設の所在する場所を表示するには、都道府県、郡、市、区及び町村の名称を冠する」、②不動産登記法第34条「土地の表示に関する登記の登記事項は、次のとおりとする。1 土地の所在する市、区、郡、町、村及び字」があります。

当該法律は、住民の日常生活や権利義務と深く関連する法律であり、郡の区域の変更により派生する行政事務はかなりの量になり、その影響も大きくなることが予想されますので、変更にあたっては、関係する市町村や行政機関等の意見も十分聞きながら、検討することが必要だと考えます。

まずは、地元での十分な議論が重要であると考えますので、いただいた内容を伊是名村・伊平屋村へお伝えし、今後の地元自治体や住民の要望等について注視してまいりたいと考えております。